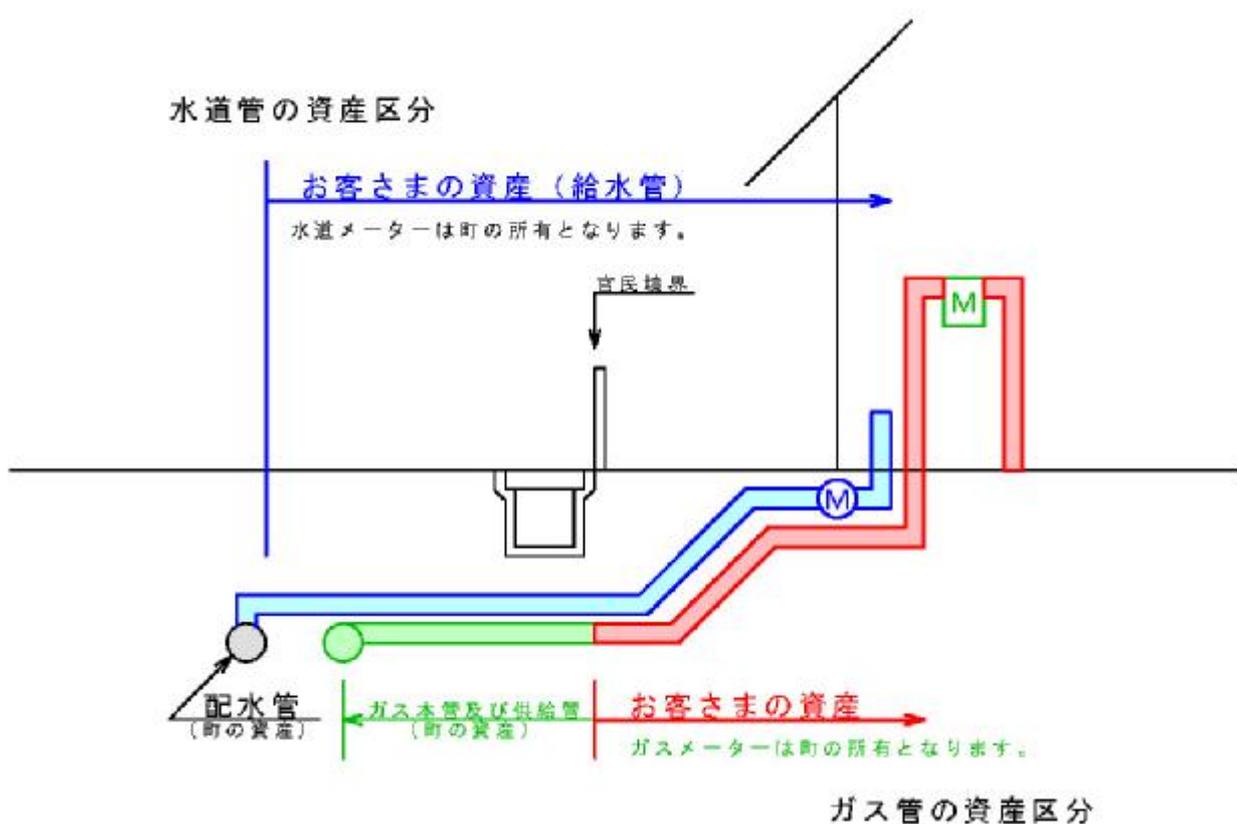


古くなったガス管や水道管は交換しましょう!



敷地内のガス管と道路に埋設されている水道管から分岐している給水管は「お客様の大切な資産」です。古くなるとガス漏れや漏水の原因にもなります。

家屋の建て替えや下水道工事を施工する等の際には、ガス管・水道管の入替もお願いいたします。

また、水道メーター廻りに鉛管が使用されている場合があります。工事費の一部負担制度(上限20,000円)を活用し取替えをお勧めします。詳しくは、企業課又は指定店までお問い合わせください。

お知らせ

★原料費調整制度の導入について★

ガス料金への原料費調整制度導入に関する「供給約款変更認可申請」に対する国の認可の内示が、平成 23 年 1 月 6 日付でありました。

この結果、現行料金水準は据え置き、制度導入のみに特化した内容で認可される見込みとなりました。

今後、補正申請を行うとともに、3月議会へ「庄内町ガス供給条例一部改正案」の提出を行い、議会から同意をいただいた後、議決証明を国に送付し、正式な認可を経て、平成 23 年 4 月 1 日より実施する予定としています。

★原料費調整制度の概要★

毎月、財務省が公表する LNGCIF 価格（輸入液化天然ガスの荷揚げ時受渡価格）の変動に応じて、自動的にガス料金を調整する制度です。お客さまと事業者の双方にメリットがあり、すでに電力各社や全国のガス事業者の多くが導入しています。

★ガス料金の算定式★

これまでの企業課通信でもお知らせいたしましたが、庄内町の場合の具体的算定方法は次の通りです。

現行 基本料金 + {基準単位料金} × 使用量

導入後 基本料金 + {基準単位料金 ± 0.030円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)} × 使用量

※ **赤字**で表記されている箇所が制度導入で新たに算定されることになる単位料金の調整額です。

※ 基本料金と基準単位料金は、現行と変更はありません。

※ 原料価格変動額とは、平成 22 年 8 月、9 月、10 月分として公表された LNGCIF 価格の平均値から算出した 19,500 円/t（基準平均原料価格と呼びます。）と、今後公表される供給約款に定める期間の LNGCIF 価格の平均値から算出される値との差をいいます。なお、その差が 100 円未満の場合は切り捨てとなるため原料価格変動額はゼロとなります。



★ LNG 船 ★

★ガスを41 m³使用した場合の料金比較★

	①現 行	②制度導入後 (基準原料価格 と同じ場合)	③制度導入後 (基準原料価格 より 1,000 円/t 下がる場合)	④制度導入後 (基準原料価格 より 1,000 円/t 上がる場合)
基本料金	785.4 円/月	785.4 円/月	785.4 円/月	785.4 円/月
基準単位料金	110.985 円/m ³	110.985 円/m ³	110.985 円/m ³	110.985 円/m ³
単位料金 調整額	なし	±0 円/m ³	-0.315 円/m ³	+0.315 円/m ³
41 m ³ 使用し た時の料金	5,335 円	5,335 円	5,322 円	5,348 円
現行との差額		0 円	-13 円	+13 円

《経営安定のための制度導入でありますのでご理解をお願いします。》

ガス管や排気筒の破損に注意!!

除雪や屋根からの雪崩によって、ガス管や排気筒が破損することがありますので時々点検するようにしてください。

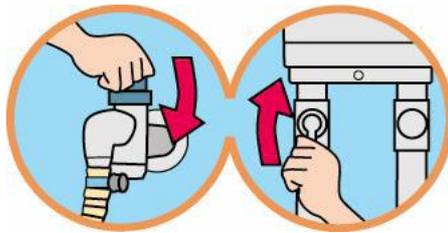
また、給気口が雪等で閉塞されていると不完全燃焼の原因となりますので、十分ご注意ください。

「ガスくさい」と感じたら・・・

1. 窓や戸を開ける。



2. ガス栓やメーターガス栓を閉めましょう。



3. 企業課への連絡。(42-0186、夜間：43-2136)

- ①お名前
 - ②ご住所（ガスの臭いを感じている場所）
 - ③ご近所の目標
 - ④その場の状況
- をお知らせください。

火気厳禁

- 火気は絶対に使用しないでください。
- 着火源となる換気扇、電灯等のスイッチの点滅も爆発の原因となります。危険ですから絶対に手を触れないでください。

